

香川県学校教育情報化推進計画（素案）について提出されたご意見と それに対する県の考え方

問い合わせ先
義務教育課 教育情報化推進室
〒760-8582 高松市天神前6番1号
電話:087-832-3745/FAX:087-806-0231
E-mail:gimukyoiku@pref.kagawa.lg.jp

令和5年10月6日から令和5年11月6日までの1カ月間、香川県学校教育情報化推進計画（素案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、8人から22件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございます。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

〈ご意見の提出者数〉

個人	8件
企業	0件
団体	0件
合計	8件

〈提出されたご意見の数〉

目指す姿に関する事	1件
方針1に関する事	5件
方針3に関する事	12件
方針4に関する事	1件
計画の推進に関する事	2件
その他	1件
合計	22件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
目指す姿に関する事	
（該当箇所：P9） P7に記載があるように、統合型校務支援システムを導入していない市町村が6市町ある現況下においては、デジタルイゼーションに至るのは困難ではないか。まずは足下の状況を見極め、デジタルイゼーションの実現に注力してはどうか。	統合型校務支援システム未導入の団体があることも踏まえ、まずは本計画の実行により、デジタルイゼーションに集中的に取り組むとともに、将来的なデジタルトランスフォーメーションも見据えながら、デジタルイゼーションからデジタルイゼーションへの移行を着実に進めることを目指します。

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
方針1に関すること	
<p>（該当箇所） P12（2）プログラミング教育の推進 P15（4）人材の養成と確保</p> <p>プログラミング教育を行う場合、講師には少なくとも複数のプログラミング言語での実務経験が必要なうえ、教育者としての能力を併せ持つ必要がある。民間と官公庁の間でデジタル化人材を奪い合っている昨今の状況下において、必要な人員を確保する見込みがあるのか疑問である。</p>	<p>県立高等学校においては、プログラミング教育を実施するために、専門性を持つ教員の採用を計画的に進めております。</p> <p>ご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>（該当箇所） P13（4）ICTを安全安心に利活用するための知識の習得</p> <p>主な取組として、「啓発リーフレットや出前授業等を活用した情報モラル教育の推進」とあるが、「情報モラル教育」という文言を、情報モラル教育を包含し主権者教育の充実にもつながる「デジタルシチズンシップ教育」という文言としてほしい。</p>	<p>計画にはデジタル・シチズンシップ教育の考え方も取り入れておりますが、一般には馴染みが薄い言葉であるため、わかりやすい表現とし、ご指摘の箇所の上部（P13）に次の文章を記載しています。</p> <p>「ICT活用時のルールやマナーに加えて、児童生徒が主体的にICTを活用し、デジタル社会の良き担い手となれるような実践的な力を身に付けることを目指します。」</p>
<p>（該当箇所） P13（3）特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応の充実</p> <p>〔主な取組〕登校が難しい児童生徒に対するオンライン等を活用した授業配信や相談の実施〕。</p> <p>この「登校が難しい児童生徒」の中に、小児がんや慢性疾患などで長期入院を余儀なくされている児童生徒を忘れずに含めて欲しい。</p>	<p>ご指摘のとおり、病気等で長期療養中である児童生徒も念頭に置いた取組みとしております。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>（該当箇所） P13（４）ＩＣＴを安全安心に利活用するための知識の習得</p> <p>主な取組として、「保護者に対する安全安心な利活用のための周知・啓発」とあるが、子どもが心身ともに健康で幸せな生活をおくるためには、睡眠、食事、遊び、趣味、家族との団欒の時間が必要。メディア利用によって、その時間がなくなることはないよう、子ども自身がバランスを考えることが大事であることから、「児童生徒や保護者に対する安全安心な利活用のための周知・啓発」としてほしい。</p>	<p>児童生徒に対しての取組みは、その上段（P13）に記載しています。</p> <p>「啓発リーフレットや出前授業等を活用した情報モラル教育の推進」</p>
<p>（該当箇所） P13（４）ＩＣＴを安全安心に利活用するための知識の習得</p> <p>ここでいう「啓発リーフレット」については、その内容について学術的疑義が出ないようにしてほしい。</p>	<p>ご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>方針３に関すること</p>	
<p>（該当箇所） P16（３）安全安心な利活用のためのＩＣＴ環境整備</p> <p>ここでいう、「県立学校における１人１台端末」のうち、タブレット端末に関しては、スマートフォンと比較してハードウェア的にも、ソフトウェア的にも構造が同じく、画面の大きさのみが異なるものとして、本県の「香川県ネット・ゲーム依存症対策条例」において定める努力義務の対象となる点について、確認したい。</p>	<p>香川県ネット・ゲーム依存症対策条例（令和２年３月２４日香川県条例第２４号）第１８条第２項の規定のとおり、「学習に必要な検索等を除く」と認識しております。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>情報端末は、購入後5年もするとメーカーからのセキュリティサポートが切れてしまうものが多い。</p> <p>高校3年間といった使用期間であればセキュリティサポートが終了してしまう心配はないと思われるが、それ以上使用する場合には運用中にサポート期間が終了する可能性も考えられる。端末がセキュリティ上の脆弱性を抱えたままアップデートもされずに使用され続ける事のないように配慮してほしい。</p>	<p>ご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>（該当箇所） P16（3）安全安心な利活用のためのICT環境整備</p> <p>「香川県教育情報セキュリティポリシー」という言葉が急に出来たが、内容が不明である。</p>	<p>香川県教育情報セキュリティポリシーは、学校が保有する機微情報に対する十分な情報セキュリティ対策を講じることは、学校において、安心してICTを活用できるようにするために不可欠な条件であることから、学校が所掌する情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的にとりまとめたものです。</p>
<p>生徒、学生の個人情報を扱う以上、利用する情報システムにおいては必要なセキュリティ試験を行う必要があると考えるが、脆弱性診断、ペネトレーションテスト、レッドチームテストといったセキュリティ上の脆弱性の洗い出し作業は行われているか。</p>	<p>児童生徒の個人情報を扱う情報システムについては、その情報システムを調達する際の仕様書等において、必要なセキュリティ対策を行うよう定めています。</p>
<p>家庭によっては、自分専用のスマートフォンもしくはタブレット端末を手に入れることができるため、学校から貸与されたわざわざ制限の厳しい使いづらい端末を使用する必要がない点について県は考慮しているか。</p>	<p>現状では、セキュリティ面や授業運営の効率性等を勘案し、各学校単位で概ね同一の機種を児童生徒に貸与しております。</p> <p>ご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>学校図書館についての記述が無いが、学校図書館は学校内に情報を提供する情報センターとしての役割があり、子どもたちは日々の読書活動の中で情報活用能力を養うことができる。</p> <p>また、国の学校教育情報化推進計画では、学校図書館についての記述がある。</p> <p>そのため、国の計画の趣旨も踏まえ、情報収集・発信の場である学校図書館の必要性和その機能の充実、積極的な活用についても、本計画に組み込んでいただきたい。 （同趣旨ご意見ほか6件）</p>	<p>「紙の教育コンテンツとデジタル教育コンテンツのベストミックスの推進」の取組みの中に、学校図書館の積極的な活用も含意しておりましたが、ご指摘も踏まえ、次のとおり追記いたします。</p> <p>追記箇所 p16 方針3 ICTを活用するための環境の整備 （2）効果的な利活用のためのICT環境整備 [主な取組]</p> <p>■ <u>学習・情報センターとしての機能も有する学校図書館の活用推進</u></p>
方針4に関すること	
<p>（該当箇所） P19（3）家庭、地域、大学や民間事業者等との連携</p> <p>高度なプログラミング教育の推進においては、残念ながら、県下の国立大学法人ですら、情報Ⅰの試験を入試の配点対象にしなかったのが現実である。県下における高度な教育の実施は困難と考え、県外の機関や、ネット上の動画コンテンツを活用してはどうか。</p>	<p>現状においても、ご提案のあった取組みについて、各学校において、必要に応じ、実施しております。</p>
計画の推進に関すること	
<p>（該当箇所） P20 計画の推進にあたって</p> <p>本案全体を通して、数値目標が見当たらないが、目標の達成と評価はいつ、どのように行うのか。</p>	<p>素案段階では検討中であったため、記載しておりませんでした。数値目標を設定し、毎年度、その点検・評価を行う予定にしております。</p>
<p>工程表が見当たらないが、作成しないのか。</p>	<p>本計画は、学校教育の情報化推進に関するビジョンや方向性等を示すものであり、個々の事業に関する工程表は作成いたしません。全体的な工程表については、p9「3 本県の学校教育の情報化に係るロードマップ」として示しております。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
その他	
用語説明は、計画の最後の方につくのか。	努めて平易な言葉や表現で作成しておりますので、用語説明を付ける予定にはしておりません。